

◎2020年5月20日版から2020年6月8日改定版の主な変更点

○「4 モーターボート競走を開催するに際して講じるべき具体的な対策①総論」に最大滞留者数を定める場合の基準を追加（屋内であれば収容定員の半分程度以内、屋外であれば身体的距離（できるだけ2mを目安に（最低1m））（以下、身体的距離基準という。）を確保できること）。

○「4 モーターボート競走を開催するに際して講じるべき具体的な対策③従事者及び選手の安全確保のために実施すること」に感染リスクが高いと思われる場所への移動について例示として夜の街への外出等を追加し、行動管理の徹底を促す旨追加。更に「発熱などの症状及び、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合や、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合により、自宅で療養することとなった従事者及び選手は、都道府県及び居住地の保健所の指示を仰いだうえて、原則最後に感染者と接触した日の翌日から14日間は自宅に待機し、毎日検温等健康チェックを行い、発熱等体調異常があった場合は必要に応じて関係団体等に状況を報告することとする。」という項目を追加。

○「4 モーターボート競走を開催するに際して講じるべき具体的な対策④特に留意すべきこと」に特定の場所の前に大勢の人数が滞留しないための措置として、身体的距離基準を追加、感染が疑われる者が発生した場合の対応する従事者の措置に対応前後の手洗い・手指消毒の徹底を追加。

○「4 モーターボート競走を開催するに際して講じるべき具体的な対策⑤競走場等管理」のア)競走場等内の有料グループ席の座席についての身体的距離基準を追加。イ)休憩・喫煙スペースに休憩スペースでの喚起の徹底を追加。休憩スペースの空間づくりの工夫に身体的距離基準を追加。屋外の喫煙所にも身体的距離基準を追加。エ)飲食施設、売店の対面販売を行う場合にフェイスガードを追加。オ)舟券発売等窓口の対面販売を行う場合にフェイスガードを追加。

○「4 モーターボート競走を開催するに際して講じるべき具体的な対策⑥広報・周知」の身体的距離基準、感染リスクのある行動の回避、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10ポイント」や『新しい生活様式』の実践例の追加。

◎2020年6月8日版から2020年7月10日改定版の主な変更点

○「4 モーターボート競走を開催するに際して講じるべき具体的な対策①総論」に最大滞留者数を定める場合の基準に「人と人との距離を十分に確保し」という要件を追加。高グレード競走開催の基準を追加「高グレード競走を開催する場合は、一般競走より多くの集客が見込まれることから、当該競走場が所在する都道府県と事前相談を行うこととし、地域の感染拡大状況及び都道府県への事前相談を踏まえ、慎重に判断した上で実施する。」。場内イベント実施の詳細を追加「場内イベントについては、イベントを実施する場所の広さや形状に応じて、出演者間、出演者と観覧者及び観覧者間の身体的距離（できるだけ2mを目安に（最低1m））を確保しつつ、必要に応じて観覧者数の制限を設定するなどの感染予防対策を徹底した上で実施する。」。新型コロナウイルス接触確認アプリの利用を推奨することを追加。

○「4 モーターボート競走を開催するに際して講じるべき具体的な対策②来場者の安全確保のために実施すること」に来場者のマスク着用、距離等の基準を追加「来場者について、場内でのマスク着用を徹底する。ただし、熱中症対策のため、夏期の気温・湿度が高い時期において、屋外で人と十分な距離（2m以上）が確保できる場合には、マスクを外す事も可能とする」とともに、屋内であって

も換気を徹底した上で身体的距離（できるだけ2 mを目安に（最低1 m））が十分にとれる場所であれば、適宜、マスクを外して休憩することも可能とする。」。

○「4 モーターボート競走を開催するに際して講じるべき具体的な対策③従事者及び選手の安全確保のために実施すること」に従事者及び選手の場合でのマスク着用、距離等の基準を追加（内容は上述来場者同様）。選手の地区内あっせんについて、地域の感染拡大状況を踏まえて実施することを追加。

○「4 モーターボート競走を開催するに際して講じるべき具体的な対策⑤競走場等管理」の場合換気の徹底化及び入口の行列への対応について退場時の対応も追加。有料席について一般席と違う取扱いを追加「有料席は、身体的距離（できるだけ2 mを目安に（最低1 m））を確保する措置又は席間に透明ビニールシートの設置等の飛沫防止対策を行った上で販売する。」。

◎2020年7月10日版から2020年12月15日改定版の主な変更点

○「4 モーターボート競走を開催するに際して講じるべき具体的な対策①総論」に入場についての基準を追加「事務連絡等に基づき、収容率及び人数上限の緩和を適用する場合には、可能な限り事前予約制とし、あるいは入場時に入場者の連絡先を把握する」。

○「4 モーターボート競走を開催するに際して講じるべき具体的な対策①総論」に推奨するアプリを追加「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）、地方公共団体独自の通知サービス及びボートレース独自のLINE通知サービス（BOATRACEコロナ発生情報）」。

◎2020年12月15日版から2021年12月10日改定版の主な変更点

○「2 感染防止のための基本的な考え方」において三密のある場合から三密のどれかひとつでもある場合へ変更。

○「4 モーターボート競走を開催するに際して講じるべき具体的な対策①総論」のCOCOAに「マナーモードで利用する場合もBluetoothをONにする。」を追加。

○「4 モーターボート競走を開催するに際して講じるべき具体的な対策②来場者の安全確保のために実施すること」に「デルタ株等の変異株の拡大も踏まえ」を追加。新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について国の特設ページのURLを追加。品質の確かな、できれば不織布マスクの着用等を追加。

○「4 モーターボート競走を開催するに際して講じるべき具体的な対策③従事者及び選手の安全確保のために実施すること」に会議開催についての基準を追加「会議を開催する場合は、三密回避はもとより、換気と身体的距離の確保、時間を短くすること、マスク着用のそれぞれの徹底、必要最小限での開催など、基本的な感染防止策を徹底するとともに、必要に応じ、オンライン会議等を活用する。」。手指の消毒、咳エチケット、マスク着用「デルタ株等の変異株の拡大も踏まえ」を追加。宿舎について可能な限り「各選手単独で使用するか」及び「部屋内での換気、マスク着用・咳エチケット、対人距離の確保等を徹底する」を追加。従事者及び選手に対する検査の更なる活用・徹底を図る旨の詳細事項を追加。

○「5 モーターボート競走を開催するに際して講じるべき具体的な対策④特に留意すべきこと」の来場者への注意喚起に「デルタ株等の変異株の拡大も踏まえ」及び「また、マスクを着用している

場合であっても、会話を短く切り上げる等の対応が望ましい旨周知する。」を追加。「移動中の車内や共同生活空間でも正しいマスクの常時着用、大声や長時間の会話を控えること、換気の徹底、可能な限り対人距離の確保等を図る。」を追加。

○「5 モーターボート競走を開催するに際して講じるべき具体的な対策⑤競走場等管理」のア)競走場等内に「デルタ株等の変異株の拡大も踏まえ」を追加。換気に関して空調設備の基準を追加「デルタ株等変異株の拡大を踏まえ、適切な空調設備を活用した常時換気又はこまめな換気（1時間2回以上、1回に5分以上）を徹底する。乾燥により湿度が下がる場合は、湿度が40%以上になるよう適切な加湿を行う。また、換気に加えて、CO2測定装置の設置と常時モニター（1000ppm以下）の活用を検討する。（※機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。）なお、CO2測定装置を設置する場合は、室内の複数箇所で測定し、特に換気が不十分となりやすい場所に設置する。HEPA フィルタ式空気清浄機やサーキュレーターの補助的活用も可とする」。清掃やゴミの廃棄を行う場合に「鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る」を追加。イ)休憩・喫煙スペースに「デルタ株等の変異株の拡大も踏まえ」及び「法令を遵守した空調設備による常時換気又はこまめな換気を行う。乾燥する場面では、一定以上の湿度を保つよう加湿に努める。」を追加。物品の消毒について定期的に「かつこまめ」を追加。ウ)トイレの清掃・消毒について「かつこまめ」及び「また、トイレ全体の換気を行う」を追加。「また、共通のタオルの利用の禁止、ペーパータオルの設置、個人用タオル等の持参を徹底する」を追加。エ)飲食施設、売店等に「距離を確保できない場合はアクリル板等を設置する」を追加。「食事中以外はマスクの着用を担保する」を追加。従事員の正しいマスクの着用を追加し、「飲食施設の利用者には手洗いや手指消毒を行ってから入場するよう促す」を追加。「飲食を伴う業種については、外食産業に関するガイドラインも参照いただくことを推奨する」を追加。カ)来場時の送迎にバス等の送迎の場合に「また、搭乗者にマスクの着用を求める」を追加。共有部分の消毒に「かつこまめ」を追加。

○「5 モーターボート競走を開催するに際して講じるべき具体的な対策⑥広報・周知に「感染リスクが高まる『5つの場面』」を追加。

◎2021年12月10日版から2021年12月23日改定版の主な変更点

○「4 モーターボート競走を開催するに際して講じるべき具体的な対策③従事者及び選手の安全確保のために実施すること」に行動管理における夜の街に「適切な感染対策が取られていない」を追加。会議・イベント等の出席に「地域の感染拡大状況によっては」を追加。宿舎について「部屋内」を「室内」に改める。

○「5 モーターボート競走を開催するに際して講じるべき具体的な対策⑤競走場等管理」のエ)飲食施設、売店等の場内の食堂でのレース提供について「地域の感染拡大状況を踏まえつつ、適切な対策が講じられた場合に限り、」を追加し、「提供しない」を「提供する」に改める。

◎2021年12月23日版から2022年7月1日改定版の主な変更点

○「4 モーターボート競走を開催するに際して講じるべき具体的な対策①総論」の「高リスク者の定義」を削除。重症化リスクが高い来場者に「基礎疾患を有する者」を追加。

○「4 モーターボート競走を開催するに際して講じるべき具体的な対策②来場者の安全確保のために実施すること」のマスク非着用者に、「(ただし、様々な障害や病気(呼吸器、皮膚、心臓等の疾患、癌治療の後遺症、小耳症、聴覚障害、自閉症、感覚過敏、知的障害など)が原因でマスクが着用できない場合は除く。)」を追加。渡航歴がある者に対する入場制限について「、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触があるもの」を「海外渡航歴を有する者の来場については、日本入国時の検疫措置(厚生労働省HP「水際対策」など参照)に沿って判断する。」に変更。「デルタ株等の変異株の拡大も踏まえ、」を削除。着用マスクについて、「品質の確かな、できれば不織布を着用」を「不織布マスクを推奨」へ変更。参照HPを「「マスクの着用について」等参照」に変更。

○「4 モーターボート競走を開催するに際して講じるべき具体的な対策③従事員及び選手の安全確保のために実施すること」の濃厚接触者の「過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合」を削除。陽性者の自宅待機を「14日間」から「7日間」へ変更。「海外渡航歴を有する従事員及び選手の対応については、日本入国時の検疫措置(厚生労働省HP「水際対策」など参照)に沿って判断する。」を追加。「デルタ株等の変異株の拡大も踏まえ」を削除。「PCR検査を活用した検査等の検査」を「抗原定性検査又はPCR検査(以下「PCR検査等」という。)」へ変更。

○「4 モーターボート競走を開催するに際して講じるべき具体的な対策④特に留意すべきこと」の「デルタ株等の変異株の拡大も踏まえ、」を削除。

○「4 モーターボート競走を開催するに際して講じるべき具体的な対策⑤競走場等管理」のア)競走場等内の「デルタ株等の変異株の拡大も踏まえ、」を削除。

○「4 モーターボート競走を開催するに際して講じるべき具体的な対策⑤競走場等管理」のウ)トイレの「ハンドドライヤーはウイルスを拡散するため使用しない。また、共通のタオルの利用の禁止、ペーパータオルの設置、個人用タオル等の持参を徹底する。」を「共通のタオルの使用を禁止し、ペーパータオルを設置するか、個人用タオル等の使用を促す。ハンドドライヤー設備は、メンテナンスや清掃等の契約等を確認するとともに、アルコール消毒その他適切な清掃方法により定期的に清掃されていることを確認する。」へ変更。

○「4 モーターボート競走を開催するに際して講じるべき具体的な対策⑤競走場等管理」のエ)飲食施設、売店等の「デルタ株等の変異株の拡大も踏まえ、」を削除。